

許可第 号

許可書

申請者 住所

氏名 様

年 月 日付で申請のあった については、
土地区画整理法第76条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日

足立区長

近藤 弥生

記

1. 敷地の地番

2. 行為の種別 新築・増築・改築・その他 ()

3. 行為の内容及び規模 建築物

構造	敷地面積	建築面積	延べ面積
造	m ²	m ²	m ²

建築物以外

4. 条 件

《教示》

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）